

【労務】キャリアアップ助成金「短時間労働者労働時間延長支援コース」のご案内

「年収の壁」への対応として、現在、厚生労働省では、キャリアアップ助成金について「短時間労働者労働時間延長支援コース」を用意しています。今回は、「短時間労働者労働時間延長支援コース」の概要を以下に抜粋してご紹介いたします。

■概要

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成されます。

要件		1人当たり助成額			要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業	週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—				労働時間を更に2時間以上延長	—			
4時間以上5時間未満	5%以上	50万円	40万円	30万円	—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用	25万円	20万円	15万円
3時間以上4時間未満	10%以上								
2時間以上3時間未満	15%以上								

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

手続き

- 助成金を受けるには、事前※にキャリアアップ計画書を都道府県労働局へ提出してください。
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）
- 取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。
ただし、現行の「社会保険適用時待遇改善コース」の計画届を提出している場合は、本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。

■対象となる労働者

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件※1を満たす方はいますか。

はい

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

いいえ

はい

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※2ができますか。

はい

上記の要件に満たない場合でも、その労働者は週所定労働時間を一定時間延長することなどができますか。または、その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※3等を支給した上で、その後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

いいえ

はい

社会保険適用時待遇改善コースの活用が考えられます

いいえ

支給要件には該当しません

短時間労働者労働時間延長支援コース

※ 1 従業員 51 人以上の企業等では、週の所定労働時間が 20 時間以上かつ所定内賃金が月額 8.8 万円以上であること。(学生を除く)

従業員 50 人以下の企業等では、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の 3/4 以上であること。なお、労使合意により任意に短時間労働者を適用する場合には、週の所定労働時間が 20 時間以上かつ所定内賃金が月額 8.8 万円以上の方も被保険者となります。

(注) 従業員数は厚生年金の適用対象者フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の 3/4 以上の者の合計です。

※ 2 前述の支給要件をご覧ください。

※ 3 **社会保険適用促進手当**（労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給する手当。標準報酬月額が 10.4 万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長 2 年間、社会保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の社会保険料相当額を上限として、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない。）

■ 詳細

- ・キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）のご案内（リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001510960.pdf>

- ・キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）のご案内（パンフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001512828.pdf>

- ・キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）に関する Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001510986.pdf>

参照ホームページ [厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html